

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起が休日に当たるときは、その翌日)

## ◇運管告示

参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長等の選任

参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長が事務を行う場所  
 参議院地方選出議員選挙における立会演説会の開催計画  
 参議院地方選出議員選挙における立会演説会の開催計画  
 参議院地方選出議員選挙における各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時等

参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式

参議院議員通常選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

参議院地方選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等

参議院地方選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序のくじを行う日時等

参議院全国選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序のくじを行う日時等

参議院全国選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別

参議院地方選出議員選挙において候補者一人につき選挙運動に関する支出できる金額

参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所等

◇参議院地方選出議員選挙選挙長告示  
 参議院地方選出議員選挙選挙長告示  
 参議院全国選出議員選挙選挙分会長告示  
 参議院全国選出議員選挙選挙分会長告示  
 参議院全国選出議員選挙のくじを行う日時等  
 参議院全国選出議員選挙のくじを行う日時等

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

昭和五十五年六月二十二日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務代理者を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡部正夫

一 選挙長	米子市西福原一一六三番地四	岡部 正夫
二 選挙長の職務代理人	鳥取市西品治八六一番地一	山中 昭栄
三 選挙分会長	米子市西福原一一六三番地四	岡部 正夫
四 選挙分会長の職務代理人	鳥取市西品治八六一番地一	山中 昭栄
鳥取県選挙管理委員会告示第三十号		
昭和五十五年六月二十二日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行う。		
昭和五十五年五月三十日		
鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫		
鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号		
昭和五十五年六月二十二日執行の参議院地方選出議員選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十五条第一項及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同条第一項の規定により告示する。		
昭和五十五年五月三十日		
鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫		

班別編成の方法による。

## 二 立会演説会を開催する予定の日時及び会場

月	日	曜日	開始時刻	開催市町	会場
六月	三日	火	午後一時三十分	鳥取市	鳥取市文化ホール
六月	四日	水	午後七時三十分	岩美町	岩美町中央公民館講堂
六月	五日	木	午後一時三十分	郡家町	若桜町山村開発センター
六月	六日	金	午後七時三十分	若桜町	郡家町中央公民館大集会室
六月	七日	土	午後七時三十分	智頭町	智頭町総合センター大集会室
六月	八日	日	午後一時三十分	鳥取市	鳥取市立遷喬小学校体育館
六月	九日	月	午後七時三十分	氣高町	氣高町民体育館
六月	十日	火	午後七時三十分	東郷町	東郷町公民館大講堂
六月	十一日	水	午後一時三十分	三朝町	三朝町山村開発センター
六月	十二日	木	午後七時三十分	東伯町	東伯町農村環境改善センター
六月	十三日	金	午後一時三十分	倉吉市	倉吉市立成徳小学校体育館
六月	十四日	土	午後七時三十分	名和町	名和町公民館講堂
六月	十五日	日	午後七時三十分	境港市	境港市民会館ホール
					町民大集会室
					大会議室

## 三 一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数及び演説

一 立会演説会の方法

3 昭和55年5月30日 金曜日

## 鳥 取 県 公 報

(号外) 第21号 (第三種郵便物認可)

の時間

候補者の数 五人以内

演説の時間 四十分以内

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和五十五年六月二十二日執行の参議院地方選出議員選挙における立会演説会において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十六条の二第二項に規定する各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二条の規定により告示する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一日時 昭和五十五年五月三十一日 午後五時十分

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和五十五年六月二十二日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

裏  
折目

候補者氏名

- 一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。  
 二 候補者でない者の氏名は書かないこと。

。注 意

表  
折目

昭和五十五年執行

参議院地方選出議員選挙投票

鳥取県  
選挙管理  
委員会印

## 備考

- 1 用紙は、薄い黄色とし、文字は、黒色のインクで印刷する。  
 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

## 裏

## 表

昭和五十五年執行

参議院地方選出議員選挙投票

鳥取県  
選挙管理  
委員会印

裏  
折目

候補者氏名	注 意
	一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。
	二 候補者でない者の氏名は書かないこと。

表  
折目

昭和五十五年執行	参議院全国選出議員選挙投票
鳥取県選挙管理委員会印	

備考

裏

表

- 1 用紙は、白色とし、文字は、赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

--	--

昭和五十五年執行	参議院全国選出議員選挙投票
鳥取県選挙管理委員会印	

**鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号**

昭和五十五年六月二十二日執行の参議院議員通常選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和五十五年五月三十日

昭和五十五年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一日時 昭和五十五年六月一日 午後五時十分  
二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

**鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号**

昭和五十五年六月二十二日執行の参議院地方選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和五十五年五月三十日  
鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

昭和五十五年五月三十日

一日時 昭和五十五年六月一日 午後五時十分  
二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地  
鳥取県選挙管理委員会委員室

**鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号**

昭和五十五年六月二十二日執行の参議院全国選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

昭和五十五年五月三十日  
鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一日時 昭和五十五年六月七日 午前十時  
二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地  
鳥取県選挙管理委員会委員室

**鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号**

昭和五十五年六月二十二日執行の参議院地方選出議員選挙における選挙

公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一日時 昭和五十五年六月一日 午後五時十分  
二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

**鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号**

昭和五十五年六月二十二日執行の参議院全国選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第六十八条第一項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一日時 昭和五十五年六月八日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

**鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号**

昭和五十五年六月二十二日執行の参議院地方選出議員選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動について支出することができる金額は、一千五百四十九万七千八百円であるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

**鳥取県選挙管理委員会告示第四十号**

昭和五十五年六月二十二日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和五十五年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 選挙会

場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁

日時 昭和五十五年六月二十七日 午後一時

二 選挙分会

場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁

日時 昭和五十五年六月二十七日 午後一時三十分

**参議院地方選出議員選挙選挙長告示第一号**

昭和五十五年六月二十二日執行の参議院地方選出議員選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用す

る同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十五年五月三十日

参議院地方選出議員選挙選挙長 岡 部 正 夫

一場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地  
鳥取県選舉管理委員会委員室

二日時 昭和五十五年六月十九日 午後五時二十分

### 参議院全国選出議員選挙選挙分会长告示

#### 参議院全国選出議員選挙分会長告示第一号

昭和五十五年六月二十二日執行の参議院全国選出議員選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十五年五月三十日

参議院全国選出議員選挙選挙分会长 岡 部 正 夫

一場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地  
鳥取県選舉管理委員会委員室

二日時 昭和五十五年六月十九日 午後五時三十分

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

〔定価一部一箇月千円（送料を含む。）〕